

黒潮町

(金抜)														

漁集 第2-1号

高知県 幡多郡黒潮町 佐賀

佐賀（3）地区漁業集落環境整備測量設計調査委託業務 実施設計書

履行期限

令和4年3月31日

繰越承認されたときの
履行日数150日

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

令和 3年12月 1日

積算単価適用

委託概要			起工又は変更理由
雨水排水路 N=1 式			
測量業務 N=1 式			
設計業務 N=1 式			
図面番号	FROM	TO	
整理番号	-	-	

特 記 仕 様 書

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「黒潮町地区漁業集落環境整備測量設計調査委託業務特記仕様書」及び「高知県土木部設計共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 個人情報の保護について

個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

参考) 高知県個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

黒潮町個人情報保護制度に関するアドレス：https://www.town.kuroshio.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r256RG00000045.html

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

- 第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

- 第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

- 第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

第3条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、

特 記 仕 様 書

- (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- (3) 完了時は完了後10日以内に、
- (4) 訂正時は適宜、
登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
なお、提出の期限は以下のとおりとする。
- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。

第4条 管理技術者・照査技術者

管理技術者

- 1 次のいずれかに該当する者。
 - (1) 技術士「河川・砂防及び海岸・海洋部門」または「上水道及び工業用水道部門」もしくは「下水道部門」又はRC CM「河川・砂防及び海岸・海洋部門」または「上水道及び工業用水道部門」もしくは「下水道部門」の資格保有者。

照査技術者及び照査の実施

- 2 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

第5条 検査

- 1 材料確認が必要な場合は業務計画書に記載又は、材料確認願を提出し、確認を得なければならない。

第6条 成果品

- 1 提出する成果品については、以下のものを追加する。
 - (1) 測量機械器具検定証明書(国土交通省公共測量作業規程第14条による)
 - (2) 成果品検定証明書、検定記録書(国土交通省公共測量作業規程第15条による)

- (3) 電子納品詳細については、黒潮町電子納品運用に関するガイドライン(案)に基づき納品すること。

2 電子納品で提出されたデジタル写真について

- (1) 電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

3 各種図面の縮尺は下記のとおりとする。

- ・平面図 $S = 1 / 250$
- ・縦断面 $H = 1 / 250 \quad V = 1 / 100$
- ・横断面 $S = 1 / 100$

第7条 技術管理

1 機械器具の検定

- (1) 測量作業に使用する測量機器は測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

2 成果品の検定

- (1) 本業務の成果品のうち、第1回打ち合わせ時に公共測量規程第15条により指定された場合は、測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する測量成果品検定記録書(品質管理図を含む)を提出すること。

※ 成果品の検定は、高精度を必要とするもの、または利用度の高いものについて適用する。

第8条 地積測量図の作製について

用地調査等共通仕様書第18条(成果品)別記2「成果品一覧表」の様式番号11(地積測量図)については、次により作製するものとする。

- 1 測量法及び水路業法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)により改正された測量法(以下、「改正測量法」。)が平成14年4月1日から施行された事に伴い、改正測量法施行日以降に地積測量図を基本三角点等の公共座標値を用いて作製する場合には、世界測地系(改正測量法第11条第2項第3項)に

特 記 仕 様 書

基づいて地積測量図を作製するものとする。

- 2 改正測量法施行日以降に地積測量図を基本三角点の公共座標値を用いて作製する場合において、公開されている基本三角点等の成果が世界測地系に基づくものでなく、従前の日本測地系（以下、「旧測地系」。）に基づくものであるときは、これに基づいて作製して差し支えない。
この場合には、与点とした基本三角点等の成果、旧測地系に基づいて作製した旨及び測量年月日を地積測量図の適宜の箇所に記載するものとする。
- 3 前記2の場合において、与点または筆界点について国土交通省国土地理院が公開する座標変換パラメータ「TKY2JGD」で座標変換を行うときは、与点とした基本三角点等の成果（座標変換したもの）、世界測地系に基づいて作製した旨及び変換パラメータのバージョン並びに測量年月日を地積測量図の適宜の箇所に記載するものとする。また、この場合には、参考として座標変換を行った与点または筆界点についての旧測地系による成果をも併記するものとし、同成果には旧測地系である旨を付記するものとする。
- 4 地積測量図を公共座標値以外の座標値により作製した場合には、任意座標により作製した旨を地積測量図の適宜の箇所に記載するものとする

スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行すること。

ただし、災害に関する業務等の場合は調査職員と協議するものとする。
(平成30年6月29日付け30高技管第87号「ウイクリー・スタンス実施要領(案)について」参照)

第11条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

第9条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

- 1 本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。
なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期限の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。
- 2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

第10条 ウイクリー・スタンスについて

本業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
測量業務					
基準点測量					
4級基準点測量	式	1			明細表 第1号
現地測量					
現地測量	式	1			明細表 第2号
電子成果品作成費	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分	式	1			

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表 第3号
排水構造物設計					
雨水排水路設計	式	1			明細表 第4号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			

委 託 費 内 訳 表

[illegible]

[illegible]

明細表 第 4号
雨水排水路設計

明細表

[illegible]